

## 田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月10日（火）午前8時59分から午前9時25分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（2名）

6番	須藤	和
担当区域2	佐藤	文裕

## 5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第13号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第14号 令和6年度最適化活動の点検・評価について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、6月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の阿部雄一郎委員と7番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第14号につきましては、4番浅利進委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退室をお願いします。

(4 番 浅利進委員 退室)

会 長 議案第 14 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 14 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 1 件、使用貸借権設定が 1 件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 15 番は、前田屋敷東中野の畑 2 筆、合計 286 ㎡です。

譲受人は、当該農地に隣接する宅地と併せて購入を希望しているものです。

申請にあたって、委員による面談を実施しております。

自家消費野菜を作付けする予定です。

4 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号 2 番は、豊蒔西牡丹森の畑、1,554 ㎡です。

所有者が高齢により耕作困難となったため、借り手に申し出て貸借することとなったものです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 14 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 14 号は原案のとおり決定することとします。

会 長 次の議案第 15 号につきましては、4 番浅利進委員、推進委員の工藤成幸委員、鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了ま

で退室をお願いします。

(工藤成幸推進委員、鈴木哲也推進委員 退室)

会 長 議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第 15 号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が 5 件、賃貸借権設定が 3 件、機構借入農地の再配分による賃貸借権設定が 2 件、使用貸借権設定が 1 件です。

6 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 1 番は、堂野前宮下の畑 5 筆、合計 6,412 m<sup>2</sup>です。

りんごの経営規模拡大を図る譲受人からの申し入れにより、売買することとなったものです。

次に、整理番号 2 番は、畑中藤本の畑 659 m<sup>2</sup>と田 2,970 m<sup>2</sup>の合計 3,629 m<sup>2</sup>です。

譲受人は隣接地を耕作しており、経営規模拡大を図るため、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

次の整理番号 3 番と 7 ページの整理番号 4 番につきましては、土地の持分が 2 分の 1 ずつになっているものなので、併せてご説明いたします。

場所は、畑中藤本の田 2 筆、合計 1,338 m<sup>2</sup>です。

整理番号 2 番と同様に、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

売買金額が 17 万円で 10 アール当たり 12 万 7 千円となっていますが、持分により契約を分けていますので、実際は合計金額 34 万円での売買となります。

7 ページをお開きください。

整理番号 5 番は、堂野前宮下の田 106 m<sup>2</sup>と、堂野前村元の田 1,443 m<sup>2</sup>の合計 1,549 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、これまで借り受けていた譲受人に申し出て売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 16 番は、豊蒔川崎の田 2 筆、合計 2,681 m<sup>2</sup>です。

賃貸人は農地を手放したい意向であり、以前からあっせんの申し出を行っていたものです。

今回、近隣でブロッコリーを作付けしている賃借人にあっせんを行い、貸借することとなったものです。

次に、整理番号 17 番は、豊蒔川崎の田 2,849 m<sup>2</sup>です。

賃貸人は農地を手放したい意向であり、以前からあっせんの申し出を行っていたものです。

当該農地は整理番号 16 番に隣接しており、こちらも同様に賃借人へあっせんを行ったものです。

次に、整理番号 18 番は、諏訪堂富柳の田 3 筆、合計 5,676 m<sup>2</sup>です。

以前の受け手の経営規模縮小により解約となったため、近隣を耕作している賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

9 ページをお開きください。

機構借入農地の再配分による賃貸借権設定です。

整理番号 2 番は、東光寺村林の田 2 筆、合計 3,417 m<sup>2</sup>です。

以前の受け手の経営見直しにより解約となったため、新たな受け手に貸付けを行うものです。

整理番号 3 番は、東光寺村林の田 1,762 m<sup>2</sup>です。

こちらも整理番号 2 番と同様に、以前の受け手の経営見直しにより、新たな受け手に貸付けを行うものです。

10 ページをお開きください。

機構借入農地の再配分による使用貸借権設定です。

整理番号 1 番は、豊蒔西牡丹森の畑 528 m<sup>2</sup>です。

以前の受け手の経営規模縮小により解約となったため、新たな受け手に貸付けを行うものです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第 15 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 15 号については、原案のとおり決定することとします。

浅利進委員、工藤成幸委員、鈴木哲也委員の入室をお願いします。

(4 番浅利進委員、工藤成幸推進委員、鈴木哲也推進委員 入室)

会 長 次に報告事項に入ります。

報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 12 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

12 ページをお開きください。

整理番号 23 番は、賃借人の経営規模縮小により解約を行ったものです。

解約後は、8 ページの整理番号 18 番のとおり貸借されることとなっております。

整理番号 24 番は、受け手変更のための解約です。

新たな受け手との貸借は、4 月総会において審議されております。

整理番号 25 番は、所有権移転のための解約です。

13 ページをお開きください。

整理番号 26 番は、所有権移転のための解約です。

整理番号 27 番は、賃貸人が自ら耕作を希望したため解約を行ったものです。

14 ページをお開きください。

整理番号 28 番は、賃借人の経営見直しのため解約を行ったものです。

解約後は、9 ページの整理番号 2 番のとおり新たな受け手に再配分されることとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 12 号を終わります。

次に、報告第 13 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 13 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

16 ページをお開きください。

整理番号 5 番は、新たな受け手に貸し付けるため解約するものです。

新たな受け手との貸借は、4 月総会において審議されております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 13 号を終わります。

次に、報告第 14 号「令和 6 年度最適化活動の点検・評価について」を事務局から説明願います。

事務局 最適化活動については、実施状況や目標の達成状況について点検・評価し、県や農業会議へ報告することとなっております。

令和 6 年度の最適化活動について、委員の皆さんから提出していただいた活動記録簿等を基に、別紙の資料 1-1 と 1-2 のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。

資料 1-1 をご覧ください。

まずは、1 の最適化活動の成果目標からご説明します。

(1) 農地の集積についてです。

目標の集積率 67.8% に対して、実績は 66.9% となっており、わずかに目標には及びませんでした。

次に (2) 遊休農地の解消等についてです。

緑区分の解消目標面積 0.6ha に対して、実績は 0ha。

黄区分の解消工程表につきましては、該当する遊休農地がないため策定なしとなっております。

新規発生の解消目標面積 9.1ha に対して、実績は 0.9ha でした。

次に (3) 新規参入の促進については、農地所有者の同意を得る農地面積の目標 8.3ha に対して、実績は 0 となっております。

続きまして、2 の最適化活動の活動目標についてご説明します。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数についてです。

令和 6 年度の目標は、1 か月あたり 6 日を設定しておりましたが、これに対しての実績は 1 か月あたり 5 日となっております。ちなみに、令和 5 年度の平均が 4.5 日でしたので、0.5 日増加したことになります。

(2) 活動強化月間について、目標としては年3回を設定しておりました。これについては、地域計画の座談会へ出席しましたので、実績として1回を計上しております。

(3) 新規参入相談会への参加については、2月にオンラインで開催された農業参入研修会に参加していただいたということで、1回の実績となっております。

続きまして、3の点検・評価結果についてご説明いたします。

関連しますので、別添の資料1-2をご覧ください。

こちらは最適化活動を行う委員15名の活動実施状況を取りまとめたものになります。氏名は非表示にしてありまして、番号も議席番号とは異なりますのでご了承ください。

まず、左から2列目の活動日数には各委員が6年度中に実施した活動日数の合計が記載されております。1番多い方ですと、4番の方が98日活動したということになります。

右側の列が活動内容になりまして、順番に「農地の集積に向けた活動」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進活動」となっており、それぞれの活動の内訳が記載されております。

そしてその隣に自己の点検・評価ということで、先日皆さんから提出していただいた自己点検の内容が、活動実績と成果実績それぞれ記載されております。

なお、空欄のところは、まだ提出いただいていない方のところですので、未提出の方は後日でも提出をお願いします。

続いて、右端の列、全体としての評語につきましては、活動日数や成果目標の達成状況を点数化して積み上げた結果が表示されております。

これを見ますと、4番、6番、13番の方が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。そのほかの方は、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となります。

活動日数についての補足ですが、例えば、13番の方の活動日数が66日なのに対して、3番の方は89日ですので23日も多くなっているわけですが、評語の方は13番の方が高い評価が付いています。

これについては、6年度は委員の改選がありましたので、在職期間が12か月の人と9月からの新任の方がいるためで、13番は新任の方なので、在職7か月で66日、月平均にすると9.4日、対して3番は再任の方なので12か月の在職で89日、月平均にすると7.4日となり、月平均では13番の方がポイントが高いということになっております。

それでは資料1-1にお戻りください。ただいまご説明しました全体としての評語を元にして、3の点検・評価結果にあります「評語ごとの該当

する推進委員等の人数」が記載されております。

「目標に対して期待どおりの結果が得られた」は6人で、「期待をやや下回る結果となった」は16人になります。

合計で22人になりますが、この項目に関しては昨年の改選前の委員も含まれた人数が記載されております。

以上を踏まえ集計した結果、当農業委員会の点検・評価結果は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

説明は以上です。

会 長     ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員     (ありませんの声)

会 長     ないようですので、報告第14号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。